

# 島根県報

号外第一〇三号  
平成十五年八月二十九日  
(金曜日)

## 目次

### 規則

島根県浜田ポートセンター条例の施行期日を定める規則 (港湾空港課) 二

島根県浜田ポートセンター条例施行規則 (人) 二

島根県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) 一五

行政権限委任規則の一部を改正する規則 (一五)

公企規程 (一五)

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程 (一五)

### 公布された条例等のあらまし

島根県浜田ポートセンター条例の施行期日を定める規則 (規則第八八号)

#### 一 規則の概要

島根県浜田ポートセンター条例の施行期日を平成十五年九月一日とすることをした。

#### 二 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県浜田ポートセンター条例施行規則 (規則第八九号)

#### 一 規則の概要

1 開館時間 (第二条関係)

島根県浜田ポートセンターの開館時間を午前八時三十分から午後五時までと

した。

#### 2 休館日 (第三条関係)

島根県浜田ポートセンターの休館日を島根県の休日と定める条例 (平成元年島根県条例第九号) 第一項第一項に規定する県の休日とすることとした。

#### 3 使用の許可の申請 (第四条関係)

事務室の使用の許可を受けようとする者は、使用を開始しようとする日の六月前から使用を開始しようとする日までに、使用許可申請書を提出しなければならないこととした。

#### 4 使用の許可 (第五条関係)

知事は、事務室の使用の許可をしたときは、使用許可書を申請者に交付することとした。

#### 5 使用料の減免 (第八条関係)

使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を知事に提出しなければならないこととした。

#### 6 使用料の還付 (第九条関係)

既納の使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書を知事に提出しなければならないこととした。

#### 二 施行期日

平成十五年九月一日から施行することとした。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則 (規則第九〇号)

#### 一 規則の概要

浜田港湾管理所の所掌事務を追加することとした。

#### 二 施行期日

平成十五年九月一日から施行することとした。

行政権限委任規則の一部を改正する規則 (規則第九一号)

#### 一 規則の概要

知事に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

1 島根県浜田ポートセンター条例に基づく次の権限

(1) 事務室の使用の許可及び同許可に条件を付すること。

- (2) 事務室の使用の許可を取り消し、許可に付した条件を変更し、又は使用の中止を命ずること。
- (3) 使用料を減免すること。
- 2 島根県浜田ポートセンター条例施行規則に基づく次の権限
  - (1) 開館時間を延長し、又は短縮すること。
  - (2) 休館日に開館し、又は開館日に休館すること。
  - (3) 使用許可申請書、使用変更許可申請書、使用中止届出書、使用料減免申請書、使用料還付請求書、使用終了届出書及び使用終了事前届出書の受理
  - (4) 使用許可書及び使用料減免決定通知書の交付
  - (5) 使用許可書に変更に係る事項を記載して返付すること。
  - (6) 遵守事項を定めること。
  - (7) 損壊等の届出を受理し、及び指示すること。
  - (8) センターの管理及び運営に関し必要な事項を定めること。
- 二 施行期日  
平成十五年九月一日から施行することとした。

規 則

島根県浜田ポートセンター条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十五年八月二十九日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第八十八号

島根県浜田ポートセンター条例の施行期日を定める規則

島根県浜田ポートセンター条例（平成十五年島根県条例第五十二号）の施行期日は、平成十五年九月一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県浜田ポートセンター条例施行規則をここに公布する。

平成十五年八月二十九日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第八十九号

島根県浜田ポートセンター条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、島根県浜田ポートセンター条例（平成十五年島根県条例第五十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第二条 島根県浜田ポートセンター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、開館時間を延長し、又は短縮することができる。

（休館日）

第三条 センターの休館日は、島根県の休日とする。ただし、知事が必要があると認めるときは、第一条第一項に規定する県の休日とする。ただし、知事が必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

（使用の許可の申請）

第四条 条例第三条第一項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用を開始しようとする日の六月前から使用を開始しようとする日の一月前までに、使用許可申請書（様式第一号）に、知事が別に定める場合を除き、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の履歴、事業内容等を記載した書類（法人にあつては、定款又は寄附行為、法人登記簿謄本及び就業規則）
- 二 申請日の直前三決算期分の財務諸表で、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

- イ 法人 貸借対照表及び損益計算書
- ロ 個人 青色申告書の写し又は資産及び負債の状況を明らかにした書類

三 その他知事が必要と認める書類

(使用の許可)

第五条 知事は、条例第三条第一項の許可をしたときは、使用許可書(様式第二号)を申請者に交付するものとする。

(使用許可の変更)

第六条 条例第三条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、使用変更許可申請書(様式第三号)に使用許可書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の使用変更許可申請書の提出があつた場合において、変更を許可したときは、使用許可書の裏面に変更に係る事項を記載して、これを使用者に返付するものとする。

(使用中の届出)

第七条 使用者は、センターの事務室(以下「事務室」という。)の使用を開始する日前に使用を中止しようとするときは、使用中届出書(様式第四号)を知事に提出しなければならない。

(使用料の納付方法)

第八条 条例第五条第三項の使用料の納付方法は、知事が発行する納入通知書に現金を添えて、当該通知書に指定する金融機関に納付する方法によらなければならない。

(使用料の減免)

第九条 条例第六条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第五号)に使用許可書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の使用料減免申請書の提出があつた場合において、減免を決定したときは、使用料減免決定通知書(様式第六号)を当該申請者に交付するものとする。

(使用料の還付)

第十条 条例第七条ただし書の規定に基づき、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額の使用料を還付するものとする。この場合において、その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- 一 条例第七条第一号又は第二号に該当するとき。事務室を使用することができなくなつた期間の使用料に相当する額

二 条例第七条第三号に該当するとき。次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる額

使用の中止を申し出た日	還付する額
使用開始の日の前日から起算して七日前まで	使用料の八割相当額
使用開始の日の前日から起算して三日前まで	使用料の五割相当額

2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(様式第七号)により使用許可書を添えて知事に提出しなければならない。

(使用終了の届出、点検等)

第十一条 使用者は、事務室を立ち退こうとするときは、その使用を終了するときまでに条例第九条に規定する原状回復を行った上で、使用終了届出書(様式第八号)を知事に提出し、その点検を受けなければならない。

2 使用者は、条例第三条第一項の規定により事務室の使用を許可する期間(以下「使用許可期間」という。)(満了前に事務室を立ち退こうとするときは、立ち退こうとする一月前までに使用終了事前届出書(様式第九号)を知事に提出しなければならない。

3 次に掲げる場合においては、当該各号に定める日をもって事務室の使用を終了したものとみなして使用料を計算するものとする。

- 一 使用許可期間満了前に立ち退こうとする場合。使用終了事前届出書に記載した使用終了日、点検に合格した日又は使用終了事前届出書を届け出た日から一月経過した日のいずれか遅い日

二 条例第七条第二号の規定により使用の許可を取り消されて立ち退く場合。点検に合格した日

(利用者の遵守事項)

第十二条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 使用の許可を要する施設に許可を受けずに立ち入らないこと。
- 二 火薬、凶器等の危険物をセンター内に持ち込まないこと。
- 三 火災及び盗難の発生防止に留意すること。
- 四 職員の指示に従うこと。
- 五 その他知事が定める事項に従うこと。

( 損壊等の届出 )

第十三条 センターを利用する者は、その施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、速やかに知事に届け出て、その指示に従わなければならない。

( 委任 )

第十四条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成十五年九月一日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

使 用 許 可 申 請 書

年 月 日申請  
( 年 月 日許可)

様

住 所  
氏 名 ①  
申請者 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)  
電話番号 ( )

下記のとおり島根県浜田ポートセンターの事務室を使用したいので関係書類を添えて申請します。

記

	受付番号	第	号
使 用 目 的			
使用する事務室	m <sup>2</sup>		
使 用 期 間	年 月 日から	年 月	日まで
使 用 人 数	人		
使 用 責 任 者	住 所 〒 氏 名 電話番号 ( ) E-mail		

(注) 1 印欄は、記載しないでください。

2 次に掲げる書類を添付してください。

(1) 法人

申請者の法人登記簿謄本、定款及び就業規則

申請日の直前3決算期分の財務諸表 (貸借対照表及び損益計算書)

(2) 個人

申請者の履歴、事業内容等を記載した書類

申請日の直前3決算期分の財務諸表 (青色申告書の写し又は資産及び負債の状況書類)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

(表)

使 用 許 可 書

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名 様

許可番号

第

号

使 用 目 的	
使用する事務室	m <sup>2</sup>
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 人 数	人
使 用 料	1月当たり 円
条例第 3 条第 4 項により付する許可の条件	
備 考	

上記のとおり使用することを許可します。

印

(裏)  
使 用 許 可 変 更 事 項

変 更 申 請 日	年 月 日
変 更 内 容	
許 可 の 条 件	
上記のとおり使用内容の変更を許可します。  年 月 日  <div style="text-align: right;">印</div>	
変 更 申 請 日	年 月 日
変 更 内 容	
許 可 の 条 件	
上記のとおり使用内容の変更を許可します。  年 月 日  <div style="text-align: right;">印</div>	
変 更 申 請 日	年 月 日
変 更 内 容	
許 可 の 条 件	
上記のとおり使用内容の変更を許可します。  年 月 日  <div style="text-align: right;">印</div>	

様式第 3 号 (第 6 条関係)

使用変更許可申請書

年 月 日

様

住所  
 申請者 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 印  
 電話番号 ( )

下記のとおり島根県浜田ポートセンターの事務室の使用許可事項の内容を変更したいので申請します。

記

	受付番号	第	号
使用許可年月日及び番号	年	月	日付け 第 号
使用の許可を受けている事務室	m <sup>2</sup>		
変更理由			
変更内容			
使用責任者	住所 〒 氏名 電話番号 ( ) E-mail		

- (注) 1 印欄は、記載しないでください。
- 2 使用許可書を添付してください。



様式第4号 (第7条関係)

使 用 中 止 届 出 書

年 月 日

様

住 所  
 氏 名 ⑩  
 届出者 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)  
 電話番号 ( )

下記のとおり島根県浜田ポートセンターの事務室の使用を中止します。

記

	受付番号	第	号
使用を中止する事務室	m <sup>2</sup>		
使用許可年月日及び番号	年	月	日付け 第 号
使用許可期間	年	月	日から
	年	月	日まで
使用中止の理由			

(注) 印欄は、記載しないでください。

様式第 5 号 (第 9 条関係)

使 用 料 減 免 申 請 書

年 月 日

様

住 所  
 氏 名 ①  
 申請者 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)  
 電話番号 ( )

下記のとおり島根県浜田ポートセンターの使用料の(減額・免除)を受けたいので申請します。

記

		受付番号	第 号
使用料の減免を受けようとする理由			
減免を受けようとする事務室	m <sup>2</sup>		
減免前の使用料の金額	円		
申請する減免措置後の額	円	(内訳)	
連絡先	住 所 〒 氏 名 電話番号 ( ) E-mail		

- (注) 1 「(減額・免除)」欄内は、該当する事項に 印を付してください。  
 2 印欄は、記載しないでください。  
 3 「減免前の使用料の金額」欄には、1月当たりの使用料を記載してください。  
 4 使用許可書を添付してください。

様式第6号(第9条関係)

使用料減免決定通知書

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名 様

使用料の減免を受けようとする事務室	m <sup>2</sup>	
使用料の減免をする理由		
減免前の使用料の金額	円	
減免後の使用料の金額	円	(内訳)

上記のとおり決定します。

印

様式第 7 号 (第10条関係)

使 用 料 還 付 請 求 書

年 月 日

様

住 所  
 氏 名 印  
 申請者 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)  
 電話番号 ( )

下記のとおり島根県浜田ポートセンターの事務室の使用料の還付を受けたいので申請します。

記

		受付番号	第	号
使用料の還付を受けようとする 事務室	m <sup>2</sup>			
使用料の還付を受けようとする 理由				
既 納 付 使 用 料 の 金 額	円			
還 付 請 求 額	円			
連 絡 先	住 所 〒 氏 名 電話番号 ( ) E-mail			
還 付 金 の 受 領 口 座 (申請者名義の口座に限る。)	金融機関名 _____ 店 預金種類 普通・当座 口座番号 _____ 口座名義 _____			

- (注) 1 印欄は、記載しないでください。  
 2 使用許可書を添付してください。

様式第8号 (第11条関係)

使 用 終 了 届 出 書

年 月 日

様

住 所  
 氏 名 印  
 届出者 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)  
 電話番号 ( )

下記のとおり島根県浜田ポートセンターの事務室の使用を終了します。

記

	受付番号	第	号
使用を終了する事務室	m <sup>2</sup>		
使用許可年月日及び番号	年	月	日付け 第 号
立 ち 退 く 日	年	月	日
使用を終了する理由			

(注) 印欄は、記載しないでください。

様式第 9 号 (第11条関係)

使 用 終 了 事 前 届 出 書

年 月 日

様

住 所  
 氏 名 印  
 届出者 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)  
 電話番号 ( )

下記のとおり島根県浜田ポートセンターの事務室の使用を終了します。

記

	受付番号	第	号
使用を終了する事務室	m <sup>2</sup>		
使用許可年月日及び番号	年	月	日付け 第 号
使用を終了する日	年	月	日
使用を終了する理由			

(注) 印欄は、記載しないでください。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年八月二十九日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第九十号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成十五年島根県規則第三十号）の一部を次のように改正する。  
第八十五条第四項の表浜田港湾管理所の項を次のように改める。

浜田港湾管理所

- 一 浜田港、三隅港及び江津港の管理に關すること。
- 二 浜田ポートセンターの管理に關すること。

附 則

この規則は、平成十五年九月一日から施行する。

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年八月二十九日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第九十一号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和三十一年島根県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表土木建築事務所及び土木事務所の部港湾区域及び港湾隣接地域内の占用等に關する規則の項の次に次のように加える。

島根県浜田ポートセンター条例（平成十五年島根県条例第五十二号）

- 一 第三条第一項の規定により、事務室の使用を許可すること。
- 二 第三条第四項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- 三 第四条の規定により、事務室の使用の許可を取り消し、許可に付した条件を変更し、又は使用の中止を命ずること。

四 第六条の規定により、使用料を減免すること。

島根県浜田ポートセンター条例施行規則（平成十五年島根県規則第八十九号）

- 一 第一条ただし書の規定により、開館時間を延長し、又は短縮すること。
- 二 第三条ただし書の規定により、休館日に開館し、又は開館日に休館すること。
- 三 第四条の規定により、使用許可申請書を受理すること。
- 四 第五条の規定により、使用許可書を交付すること。
- 五 第六条第一項の規定により、使用変更許可申請書を受理すること。
- 六 第六条第二項の規定により、使用許可書に変更に係る事項を記載して返付すること。
- 七 第七条の規定により、使用中止届出書を受理すること。
- 八 第九条第一項の規定により、使用料減免申請書を受理すること。
- 九 第九条第二項の規定により、使用料減免決定通知書を交付すること。
- 十 第十条第二項の規定により、使用料還付請求書を受理すること。
- 十一 第十一条第一項の規定により、使用終了届出書を受理すること。
- 十二 第十二条第二項の規定により、使用終了事前届出書を受理すること。
- 十三 第十二条第五号の規定により、遵守事項を定めること。
- 十四 第十三条の規定により、損壊等の届出を受理し、及び指示すること。
- 十五 第十四条の規定により、必要な事項を定めること。

附 則

島根県公営企業管理規程

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年八月二十九日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公営企業管理規程第七号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程（昭和四十年島根県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一 電気事業会計の費用の別業費用の部中

「電気事業費用

営業費用

水力発電費

たな卸資産減耗費

の次に

風力発電費	給料	給料
手当等	手当	手当
報酬賃金	通勤手当 児童手当	臨時職員賃金 その他賃金
退職給与金	実支出額 引当額	補償費
法定福利費	職員共済組合負 担金 公務災害補償負 担金 社会保険料 健康診断費 文化体育費 保健衛生費 厚生費	使用料
旅費	普通旅費 赴任旅費	賃借料

研修旅費  
費用弁償

報償費  
備用品費

什器工具費  
図書費  
被服費  
事務用品費  
燃料費  
光熱水費  
印刷製本費  
その他消耗品費

通信運搬費  
修繕費

建物修繕費  
構築物修繕費  
機械装置修繕費  
諸装置修繕費  
その他修繕費  
引当額

補償費

経常的補償費  
臨時的補償費  
損害賠償費

使用料

占有使用料  
その他使用料

賃借料

借地料  
借家料  
機械賃借料  
その他賃借料

委託料  
潤滑油脂費  
動力費  
保険料



「電気事業固定資産」			の次に	
八戸川第三水力発電設備	共有者持分額 (貸方)		土地	発電所用地 道路用地 その他土地
			建物	鉄筋コンクリート造 鉄骨造 ブロッック造 木造
			構築物	タワー 基礎 その他構築物
			機械装置	風車 発電機 主要変圧器 配電盤開閉装置 受電設備 自動制御装置 その他機械装置
			諸装置	通信電灯電力装置 運材装置 修繕試験装置 その他装置
			備品	車両運搬具 工具器具及び備品
			無形固定資産	
「電気事業固定資産」			の次に	
			損害保険料	食糧費 諸会費 手数料 広告料 会議費 その他諸費
			研究費	市町村交付金
			負担金	共有施設管理費 負担金 その他負担金
			交付金	
			諸費	
			公課費 寄附金 減価償却費 固定資産除却費	固定資産除却損 固定資産除却費用
			たな卸資産減耗費	

を記入す。

「電気事業固定資産」の減価償却費の固定資産減耗の給付

「電気事業固定資産」

八戸川第三水力  
発電設備

共有者持分額  
(貸方)

報 告 書 根 拠

	減価償却累計額	借地権 地上権 特許権 施設利用権 電話加入権 営業権 その他無形固定 資産
--	---------	---

を以てし。

足利県川 氣越神立塚田原の國原電業株式の留付

「 [水力発電設備] 諸装置	その他装置	雑装置
----------------	-------	-----

の次に

「 [風力発電設備] 土地	発電所用地 道路用地 その他土地	発電所用地 道路用地 その他土地
---------------	------------------------	------------------------

建物 鉄筋コンクリート造

- 事務所用建物
- 宿舍用建物
- 発電所用建物
- 建物冷暖房設備
- 建物火災避難設備
- 建物消火設備
- 建物給水設備
- 建物排水設備
- 建物空気調節又は換気装置
- 建物電灯電力設備
- 建物配電盤
- 建物衛生設備
- 建物力又設備

建築物	鉄骨造 ブロック造 木造	操作所建物 鉄筋コンクリート造に準ずる。 同上 同上
タワ― 基礎 その他構築物	タワ― 基礎 舗装道路及び舗装路面 一般マンホール フェンス 防護柵 法面 標識 下水設備 消火設備 警報用装置 気象用観測装置 擁壁 排水設備 門 緑化施設及び庭園 歩廊	タワ― 基礎 舗装道路及び舗装路面 一般マンホール フェンス 防護柵 法面 標識 下水設備 消火設備 警報用装置 気象用観測装置 擁壁 排水設備 門 緑化施設及び庭園 歩廊

機械装置

- 風車
- 発電機
- 主要変圧器
- 配電盤開閉装置
- 受電設備

- 風車
- 発電機
- 変圧器
- 変圧器冷却器
- 基礎
- 配電盤
- 断路器
- 遮断器
- 開閉器
- 基礎
- 受電装置
- 柱上開閉器
- 基礎

自動制御装置

- 遠方監視制御装置
- 監視制御装置
- 印字装置
- 端末処理装置
- 自動運転装置
- 中央処理装置
- 補助記憶装置
- 総合監視盤
- 基礎
- 航空障害灯装置
- フライホイール装置
- 啓発表示装置
- 誘導電圧調整器
- 負荷時電圧調整器
- 絶縁変圧器
- 消弧線輪
- リアクトル
- 接地変圧器
- 中性点接地抵抗器
- 避雷器
- 蓄電池
- 進相コンデンサー
- 整流器
- 空気圧縮機
- 予備電源装置
- サージアソーパー
- 起重機
- 気象観測装置
- 所内用変圧器
- 漏油検出装置
- 計器用変成器
- 計器用変圧器
- 変流器
- 温度測定装置
- 遠隔測定装置
- 監視装置

その他機械装置

諸装置

通信電灯電力装置

- 運材装置
- 修繕試験装置
- その他装置

基礎  
雑装置

- 電線
- ケーブル
- 木柱
- 鉄柱
- 鋼板組立柱
- コンクリート柱
- 電灯電力設備
- 通信装置
- 電話設備
- さく孔機
- 送風機
- 試験用変圧器
- 誘導電圧調整器
- 遮断器
- 計器用変圧器
- 変流器
- 計器用変成器
- 修繕用機器
- 試験用機器
- 雑装置

を加える。

附 則

この規程は、平成十五年九月一日から施行する。

毎週火・金曜日発行

平成十五年八月二十九日印刷  
平成十五年八月二十九日発行

発行者  
島 根 県

発行所  
松江市学園南町  
松江陽印所  
松島根印所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)